

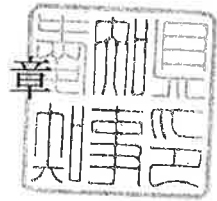
産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市港区藤前一丁目607番地

氏 名 名古屋コンテナ 株式会社
代表取締役 古賀 和夫 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 6月21日
許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年12月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、減容固化、選別、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
金属くず (自動車等破碎物を除く。)

以上 2品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 減容固化

廃プラスチック類 (発泡スチロール類に限る。)

以上 1品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、
ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、



紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市東末広九丁目 28 番

イ 設置年月日

平成 22 年 12 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 0.664t/日 (0.083t/時間)
金属くず（自動車等破砕物を除く。） 1.714t/日 (0.214t/時間)
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市東末広九丁目 28 番

イ 設置年月日

平成 22 年 12 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 0.664t/日 (0.083t/時間)
金属くず（自動車等破砕物を除く。） 1.714t/日 (0.214t/時間)
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 圧縮施設

ア 設置場所

弥富市東末広九丁目 28 番

イ 設置年月日

平成 27 年 10 月 1 日

ウ 処理能力



廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 4.16t/日（0.52t/時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

(4) 減容固化施設

ア 設置場所
弥富市東末広九丁目28番

イ 設置年月日
平成23年12月5日

ウ 処理能力
廃プラスチック類（発泡スチロール類に限る。） 0.38t/日（0.048t/時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

(5) 減容固化施設

ア 設置場所
弥富市東末広九丁目28番

イ 設置年月日
平成29年1月21日

ウ 処理能力
廃プラスチック類（発泡スチロール類に限る。） 0.43t/日（0.0536t/時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

(6) 選別施設

ア 設置場所
弥富市東末広九丁目28番

イ 設置年月日
平成12年10月24日

ウ 処理能力
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除

許可番号第 02320003576 号

く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

96m³/日(12m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(7) 破砕施設

ア 設置場所

弥富市東末広九丁目28番

イ 設置年月日

平成12年10月30日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

5.8t/日(0.725t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成13年4月27日

使用届出

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年12月28日 新規許可

平成18年 2月 1日 更新許可

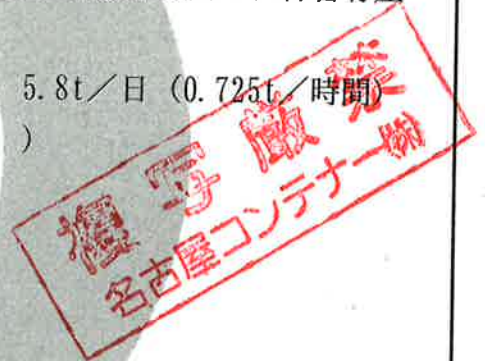
平成23年 3月29日 更新許可

平成28年 3月22日 更新許可

令和 3年 6月21日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



02320003576